

岩手県告示第445号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和48年岩手県告示第735号）の一部を次のように改正し、平成24年7月5日から施行する。

平成24年6月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="145 472 770 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>指定金融機関株式会社岩手銀行（昭和48年7月6日指定）</p><p><u>社団法人岩手県猟友会（昭和51年6月14日指定）</u></p><p>株式会社岩手畜産流通センター（昭和51年6月14日指定）</p><p>[略]</p></div>	<p>2 売りさばき人</p> <div data-bbox="831 472 1457 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>指定金融機関株式会社岩手銀行（昭和48年7月6日指定）</p><p>株式会社岩手畜産流通センター（昭和51年6月14日指定）</p><p>[略]</p></div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	